はじめに

グローバル社会や情報化社会が急速に進展する中で，各分野で求められる専門能力を身に付けさせる前提として，人間として踏まえるべき倫理観や道徳性が重要になってきます。また，社会問題になっているいじめ防止の観点からも，社会性や規範意識，善悪を判断する力，思いやりや弱者へのいたわりなどの豊かな心を育む道徳教育の改善・充実が一層求められています。

このような中で，平成 27 年３月に，小・中学校の学習指導要領の一部改正が行われ，「道徳の時間」が「特別の教科　道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付けられ，小学校は平成 30 年度から，中学校は平成 31 年度から，全面実施されることとなりました。今回の改正では，発達の段階に応じ，答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え，向き合う「考え，議論する道徳」へと質的転換を図り，自己の生き方について，主体的に学ぶことが求められています。

本県においては，平成 26 年 12 月に，「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定し，学習者を基点とした能動的で深い学びである「主体的な学び」を平成 30 年度からの全県展開に向けて，道徳をはじめとする授業で，着実に実践しているところです。このことは，本県の道徳の授業が，全国に先駆け，「主体的な学び」の授業実践を行っていくということでもあります。

道徳科における「主体的な学び」が確実に実現するために，各学校で，道徳科を踏まえた校内研修を計画的に行う必要があります。その際の参考資料として活用していただくために，平成 27 年３月に作成した「道徳教育研修ハンドブック」を改訂しました。各学校において，本書を活用し，学校の教育活動全体で行う道徳教育を推進し，児童生徒の豊かな心の育成に役立てていただくことを期待します。

平成 29 年３月

広島県教育委員会豊かな心育成課
課長　山垣内　雅彦